

<b>(3) 実質公債費比率</b>	<b>5.5%</b>
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると0.6ポイントの増加ですが、単年度の比率については令和3年度が5.01%で令和4年度は6.33%と1.32%増加しました。令和4年度から道の駅建設に伴う起債の償還が開始し、片品中学校建設に伴う新たな償還も始まりましたが、大規模建設に伴う償還は全て開始されたので、今後数年は実質公債費比率は上昇が見込まれますが、その後は横ばい若しくは微減していくと思われまます。

(単位：千円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
①地方債の元利償還金	307,603	400,517	454,498	465,549	564,399
②準元利償還金	113,845	57,093	60,915	59,863	61,383
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	9,003	17,002	18,177	20,350	19,677
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	494	318	197	133	90
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	104,348	39,773	42,541	39,380	41,616
観光事業	66,051	-	-	-	-
簡易水道事業	9,238	10,714	13,482	10,454	12,604
下水道事業	29,059	29,059	29,059	28,926	29,012
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	321,366	353,313	386,876	392,834	460,681
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	100,082	104,297	128,537	132,578	165,101
⑥標準財政規模	2,615,925	2,652,789	2,796,380	3,038,413	3,068,134
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	321,366	353,313	386,876	392,834	460,681
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,294,559	2,299,476	2,409,504	2,645,579	2,607,453
単年度比率 ⑤/⑧	4.36%	4.54%	5.33%	5.01%	6.33%

令和4年度決算の比率(平成2年度～令和4年度の平均)	5.5%
令和3年度決算の比率(平成元年度～令和3年度の平均)	4.9%

令和4年度決算に基づく実質公債費比率 5.5% < 早期健全化基準 25.0%